

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)又は(2)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(3)又は(4)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (4) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の1から4までの各欄の金額を記載します。	
2「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の6の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の6の欄の金額を記載します。	
3「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
4「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)又は(2)に掲げる法人が、次のとおり金額を記載します。 (1) 平成27年4月1日以前に開始した事業年度で、平成25年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成27年旧法人税法」といいます。）第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、「計④」の金額が第6号様式の⑩又は別表5の⑫の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときにあっては、第6号様式の⑩の欄の金額若しくは第6号様式別表5の⑫の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。なお、この場合には、「又は（（第6号様式⑩又は別表5⑫）－⑦－（（第6号様式⑩又は別表5⑫）－④）×0.2）」を抹消してください。 (イ) 平成27年旧法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。）を除く。） (ロ) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (ハ) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人 (ニ) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人 (2) 平成27年4月1日以前に開始した事業年度で(1)に掲げる場合に該当しないときにあっては、第6号様式の⑩の欄の金額若しくは第6号様式別表5の⑫の欄の金額から⑦の欄の金額及び第6号様式の⑩の欄若しくは別表5の⑫の欄の金額から④の欄の金額を控除した金額に100分の20を乗じて得た金額を控除した金額を記載します。なお、この場合には、「（（第6号様式⑩又は別表5⑫）－⑦）又は」を抹消してください。 (3) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、第6号様式の⑩の欄の金額若しくは第6号様式別表5の⑫の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。なお、この場合には、「又は（（第6号様式⑩又は別表5⑫）－⑦－	

	((第6号様式⑦又は別表5②)－④)×0.2」を抹消してください。	
5「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(3)又は(4)に掲げる法人が、第6号様式の⑦の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額を記載します。	
6「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(2)に掲げる法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
7「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(3)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(4)に掲げる法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
8 ⑬から⑰の欄		平成27年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。